

匠の会運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における匠の会（（以下、「本会」という。）の運営に係る要領を定めたものである。

(位置づけ)

第2条 本会は、主に最終処分場に関する経験豊かな技術者集団として、経験・技術の若手技術者への伝承と関連環境分野の啓発事業、最終処分場の機能検査等事業、受託事業、人材バンクとして経験豊かな技術者の派遣、最終処分場の計画・設計・施工の助言事業を行う。

(組 織)

第3条 本会は、会長、副会長及び会員より構成する。会長は、本会を代表し統括する。副会長は、会長を補佐し、会長がその任務を遂行できない場合は代行する。本会は、下記のメンバーで構成する。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 2名以内
- ③ 会 員 適 宜

(任期及び選任)

第4条 本会の会長及び副会長の任期は、原則2年とし、NPO・LSA の定時総会の翌日から翌々年の定時総会の当日までとする。ただし、再任は妨げない。

選任方法は、下記のとおりとする。

- ① 会長は、事業活性化委員長が選任し、理事会に報告する。
- ② 副会長は会員の中から会長の推薦に基づき、事業活性化委員長が選任し、理事会に報告する。
- ③ 会員は、本会の目的・事業内容に賛同し、会長が認めた者とする。
会長が承認した会員は、技術顧問と称することが出来る。
- ④ 会長及び副会長が任期途中で退任する場合、後任の会長は事業活性化委員長が選任し、理事会に報告する。

(業 務)

第5条 本会は、下記の業務を実施する。

- ① 最終処分場機能検査事業（機能検査普及の会との協働）
- ② NPO・LSA の各委員会等と協調し、会員の豊富な経験を活かした最終処分場技術システムの適用に関心のある団体への助言又は援助の活動
- ③ 民間企業・団体等からの受託研究
- ④ 最終処分場技術システムに関連する講習会(技術セミナーも含む)の実施（ただし、普及・啓発委員会所管事項を除く。）
- ⑤ 最終処分場技術システムの適用に関する技術指導
- ⑥ その他、本会の目的・位置づけに沿った事業

（運 営）

第6条 本会は、当分の間は、NPO・LSA 事業活性化委員会内に置く。将来的には、社会動向を勘案して、事務局設置及び運営方法等を検討する。

（責 任）

第7条 本会は原則として NPO・LSA に対する支援業務を行うもので、金銭的な責任を負わない。

（要領の改廃）

第8条 本要領の改廃は、事業活性化委員会が起案し、理事長が承認する。

付 則 この要領は、平成 27 年 12 月 8 日から施行する。

改定履歴

平成 29 年 9 月 13 日 改定

2021 年 9 月 16 日 改定